

- 農地は食料の安定供給等に不可欠な資源。真に守るべき農地を確保する必要性は、国・地方共通の認識
- 人口減少社会を迎える、都市機能の集約化（コンパクトシティ化）等が進むことが見込まれることから、方が主体となって、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進する必要
- ⇒ 国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目指として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○ 農地の総量確保の目標と現実の乖離

- ・ 国の基本指針（H22.6）で「確保すべき農用地等の目標面積」が設定されたが、目標（H32）と現実は既に乖離
 - 〔 農振編入・除外は概ね見込み通りである一方、耕作放棄地の発生は想定以上
 - ※ 国の基本指針における目標：407万ha（H21） → 415万ha（H32）／現状：406万ha（H24）

○ 農地の総量確保の目標設定プロセスの課題

- ・ 都道府県の目標面積は、設定過程での国と地方の議論が不十分
 - 〔 地方や現場において、達成すべき目標と十分意識されず、総量確保の目標は形式化
 - ※ 国指針の目標に準じた増加率とすること等、目標の上積み要請がなされた例あり

○ 総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・ 分権改革を通じ、都市計画決定権限の多くは市町村へ移譲された一方、農地転用許可については大臣許可・協議が残存
 - 地方が地域の実情を把握し、自ら適切な判断ができるにもかかわらず、迅速性に欠け、総合的なまちづくりに支障

○ 農地確保に資する施策の必要性等

- ・ 目標の達成に向けて、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策の充実等に取り組む必要
 - （※ 耕作放棄地面積 40万ha（H22） ⇔ 農地転用面積 1万ha（H23））
- ・ 条件不利農地など、地域によって農地は多様であることへの配慮が必要

見直しの方向性

地方も主体的に目標管理

農地の総量確保
(マクロ管理)

市町村主体

農地転用許可
農振編入・除外
(ミクロ管理)

具体的な提案の概要

農地の総量確保(マクロ管理)～国・地方の協力による実効性のある目標管理

国と地方が責任を分かち合いつつ、相互に協力して実効性のある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築

- 急激な人口減少等社会情勢の変化を考慮し、現実を見据えた合理的な目標設定～現実を見据えた目標管理
- 耕作放棄地の発生抑制、再生などの農地確保の施策効果ごとの目標設定～根拠のある目標管理
- 国と地方の十分な議論のための枠組み～納得感のある目標管理
 - ・市町村が主体的に設定した目標を積み上げ、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置) (地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
 - 国：食料安定供給や国土保全等の多面的機能保持の観点から目標設定
 - 地方：地方の個々の農地や農村の実態を踏まえた目標設定
 - ・国・都道府県のほか、市町村の農振整備計画にも確保すべき農用地区域内農地の目標面積を明記
- 国・都道府県・市町村における「実行計画」の策定と、計画実施状況等の第三者機関による事後評価～実行力のある目標管理
- 条件不利農地については、地域の実情を十分勘案

農地転用許可制度、農振編入・除外(ミクロ管理)の見直し～市町村主体

- ・農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実しつつ、個々の農地転用許可等(ミクロ管理)は市町村が担う
- ・地方が、農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが可能。事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能

- 4ha超の大蔵許可、2ha超4ha以下に係る大臣協議は廃止し、農地転用許可の権限については市町村に移譲
- 移譲にあたっては、国と地方の意見交換を踏まえ、転用基準の更なる明確化等
- 市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
- 都道府県農業会議への意見聴取については、一律の義務付けを廃止
- 市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。一方、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、市町村と都道府県、都道府県と国が十分に議論

農地確保に資する国・地方の施策の充実

- ・農地において農業が力強く営まれるために、国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地対策などの具体的な施策を推進